

令和 2 年度 事業計画書

(令和 2 年 4 月 1 日 ~ 令和 3 年 3 月 31 日)

令和2年度 事業計画書

社会福祉法人 仁心会

1 法人の基本方針

当社会福祉法人仁心会（以下「法人」という。）は、所轄庁である水戸市から平成29年10月30日付で法人設立認可を受けて平成29年11月1日に設立するとともに、「みと東部特別養護老人ホーム」は、茨城県知事から平成30年12月10日に介護保険事業所としての指定を受け、同日から入居（入所）を開始したところであります。

また、当法人は、多様な福祉サービスがその利用者（当法人が設置運営する介護保険事業所の利用者をいう。以下同じ。）の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、自身の尊厳を保持しつつ、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とした社会福祉事業を行ってまいります。

2 法人の基本理念

一 人権と尊厳を守り

明るい環境と家庭的雰囲気のもと
質の高い介護を提供します

二 慈しみの心と和を大切に

心と身体の変化に対応できる
医療に強い介護を提供します

三 家庭との連携のもと

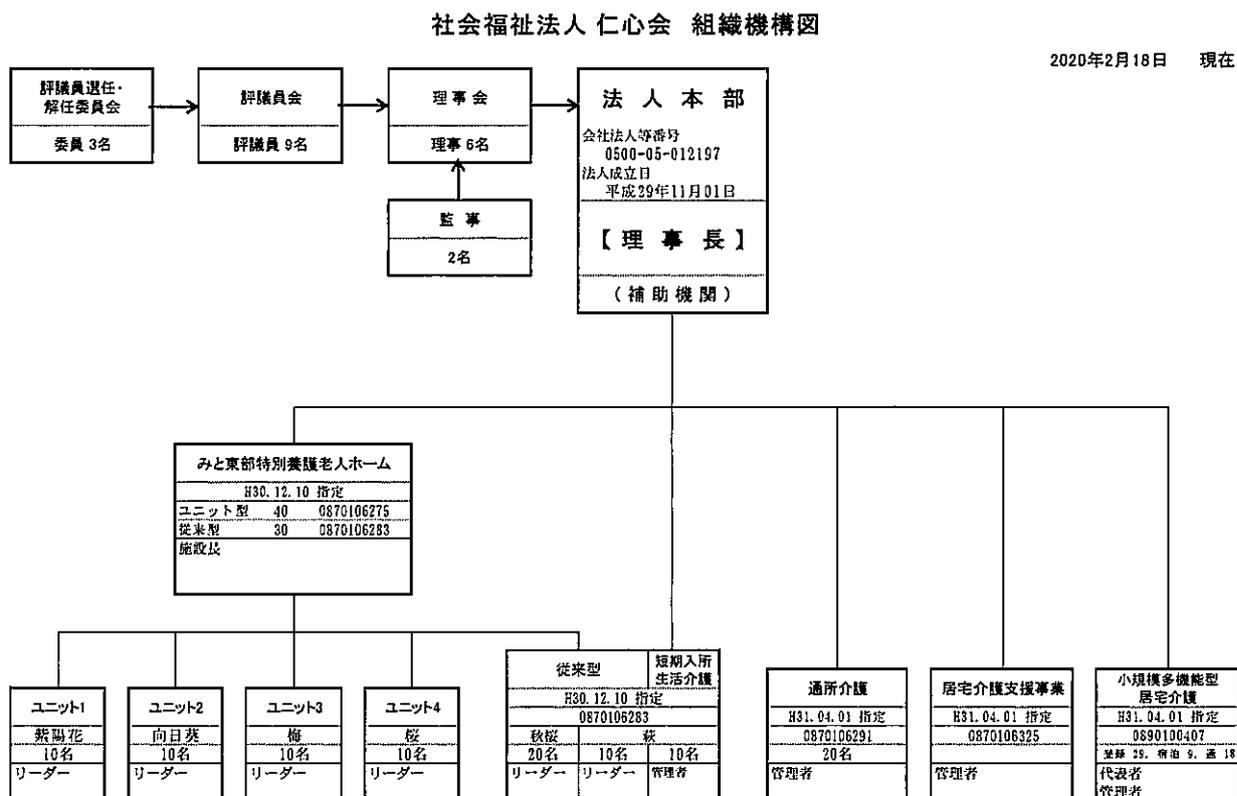
地域と交流を図り
安心・快適な生活の場を提供します

3 経営の原則

当法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、その経営基盤の強化、安定化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図りながら、利用者が安心した生活を送ることができるよう地域福祉の推進に努めてまいります。

また、地域社会に貢献する取組の一つとして、居宅介護支援事業や老人デイサービス事業を積極的に推進・拡充するとともに、無料又は低廉な料金での積極的な福祉サービスの提供に努め、在宅の高齢者やその家族等を支援してまいります。

4 法人の組織体系



5 各事業所の運営方針及び稼働目標

当法人が定款に規定し経営する社会福祉事業は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要支援又は要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練その他の介護を要する方々に対して、それらの方々が人としての尊厳を保持しつつ、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、適切かつ効果的に必要な各種の福祉サービスの提供を行ってまいります。

そのため、当法人が経営する各事業所は、

- 一 家庭的で安心した生活を送れる場を提供いたします
- 二 生活の質（QOL）及び日常生活動作（ADL）の維持・向上を大切にします
- 三 医療機関との連携の強い介護を提供できる特別養護老人ホームを目指してまいります

を活動目標として、すべての職員が関係機関、関係者、地域の皆様方と一緒にあって、利用者の皆様が安心して、安定した生活を送ることができるような社会福祉事業の展開を目指してまいります。

(1) みと東部特別養護老人ホーム

平成30年12月10日に「みと東部特別養護老人ホーム」への入居（入所）を開始して以来、令和2年2月末時点の利用者数は、概ねユニット型40名、多床室（従来型）30名で、満床状態が継続して現在に至っております。

また、利用者が楽しく、安心して、安定した生活を送ることができる施設となるよう、職員の介護技術の向上や社会人としての資質の向上と併せて、当該施設と

しての介護システム（介護方針，介護方法，介護技術，介護に係るルール等）の早期確立に向けた努力を継続しているところであります。

このような中，当面の運営方針としては，次に掲げるところによるものとします。

- ① 利用者に対し，健全な環境の下で，社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めるものとします。
- ② 利用者の処遇に関する計画（施設サービス計画）に基づき，可能な限り，生活の質（QOL）及び日常生活動作（ADL）の維持・向上並びに居宅における生活への復帰を念頭において，入浴，排せつ，食事等の介護，相談及び援助，社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話，機能訓練，健康管理及び療養上の世話を行うことにより，利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう援助することを旨とするものとします。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し，常にその利用者の立場に立って処遇を行うように努めるものとします。
- ④ 明るく家庭的な雰囲気を持ち，地域や家庭との連携を重視した運営を行い，市町村，高齢者の福祉を増進することを目的とする事業を行う事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努めるものとします。
- ⑤ 介護福祉施設サービスの提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体拘束その他利用者の行動を制限する身体拘束等の行為を行ってはならないものとし，やむを得ず身体拘束等を行う必要性が生じた場合には，身体拘束対象者の家族の了承を得るとともに，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を可能な限り詳細に記録するものとします。
- ⑥ 当該事業所は，平均年齢が83.1歳で，医療ニーズの比較的高い利用者が多いことから，介護福祉施設サービスの提供に当たっては，医師，看護職員，介護職員間の常時の連携及び介護技術の高度化が必要であります。このようなことから，介護技術の向上策と併せて関係職員相互間の情報の共有体制の構築に努めるとともに，医療機関及び家族との密な連携に努めるものとします。

当該事業の平成31年4月以降の稼働状況は，定員70人に対して平均94.8%/月の稼働率，サービス活動収益が平均24,405千円/月，サービス活動費用が平均21,195千円/月で推移してきたところでありますが，引続き今後の稼働目標を97%/月の稼働率，サービス活動収益は25,000千円/月として，法人全体の経営の一層の安定化に努めるものとします。

(2) 短期入所生活介護

当該事業は，定員10名で平成31年4月から事業を開始したところでありますが，施設入所待ちの方々の一時的利用も多いことから，その影響により稼働率の変動も大きくなる傾向があります。

その運営方針は、要支援又は要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとして、具体的には、次に掲げるところによるものとしします。

- ① 利用者の要支援又は要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状態を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行うとともに、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、画一的なものとならないよう配慮してサービスの提供に当たるものとしします。
- ② 短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について適切に説明し、理解をいただくものとしします。
- ③ 短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する身体拘束等の行為を行ってはならないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う必要性が生じた場合には、身体拘束対象者の家族の了承を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を可能な限り詳細に記録するものとしします。
- ④ 当該事業所が提供した短期入所生活介護の質の評価を自ら行い、常にその改善に努めるものとしします。

当該事業の平成31年4月以降の稼働状況は、定員10人に対して平均61.5%/月の稼働率、サービス活動収益が平均2,083千円/月、サービス活動費用が894千円/月で推移してきたところであり、当該サービスは、施設入所待ちの方々の一時的利用も多いことから、その影響により稼働率の変動も大きくなる傾向がありますが、当面の稼働目標を80%/月の稼働率、サービス活動収益は2,700千円/月として、事業の安定化を目指すものとしします。

(3) みと東部デイサービスセンター

当デイサービス事業は、定員20名で平成31年4月から事業を開始したところであり、現在は、毎日3~8名、平均概ね1日当たり6名の方々に対してデイサービスの提供に努めているところであり、当該事業は、経営上からもその一層の充実に向けていくことが求められており、当面は、特色あるデイサービスへの転換を模索するとともに、広報活動を積極的に展開し、早期の事業の経営的安定化、充実化に向けていくこととしします。

また、当該事業は、要支援又は要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、入浴、排せつ、食事等の必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとして、その具体的運営方針は、次に掲げるところによるものとし

す。

- ① 利用者の心身の状況、希望、その置かれている環境等を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成するものとします。
- ② 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成するものとし、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとします。
- ③ 通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付するとともに、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとします。

当該事業の平成31年4月以降の稼働状況は、定員20人に対して平均27.8%/月の稼働率、サービス活動収益が平均980千円/月、サービス活動費用が2,537千円/月で推移してきたところであり、当該事業の収支状況は極めて深刻な状態であることから、当面の稼働目標を50%/月の稼働率、サービス活動収益は1,700千円/月として、経営の改善に努めるものとします。

(4) みと東部居宅介護支援事業

当該事業は、平成31年4月から当法人において事業の展開を開始し、利用登録者に対する居宅介護支援のサービス提供に努めているところではありますが、事業の経営上からも、その一層の充実に努めていくことが求められております。

その運営方針は、在宅の要介護者が適切に介護サービスを利用できるよう、利用者の心身の状況や生活環境等を勘案し、要介護認定の申請の援助や要支援又は要介護認定者の居宅サービス計画の作成に関する支援を行うとともに、居宅サービス計画に位置付けたサービスを提供する事業所との連絡、調整等を行うものとし、具体的には、次に掲げるところによるものとします。

- ① 要支援又は要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものとします。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとします。
- ③ 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとします。
- ④ 当該事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に常に努めるものとします。

当該事業の平成31年4月以降の稼働状況は、要介護の方の取扱件数が平均15.3人/月、サービス活動収益が平均246千円/月、サービス活動費用が1,162千円/月で推移してきたところであり、当該事業の収支状況は極めて深刻

な状態であることから、当面1人の介護支援専門員が取扱うことのできる基準人数である35人/月、サービス活動収益は560千円/月を稼働目標として、経営の改善に努めるものとします。

(5) 小規模多機能型居宅介護事業

当該事業は、関係法人からの事業承継により平成31年4月から当法人において事業の展開を図っているところでありますが、当該事業を健全経営へ移行していくためには、事業内容を一層充実するとともに、魅力ある事業への転換を図り、利用者の拡充に努めることが極めて重要、かつ喫緊の課題であります。

当該事業の運営方針は、居宅において、若しくは当該サービスの拠点に通わせ又は短期間宿泊させるなど、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるように援助するものであり、具体的には、次に掲げるところによるものとします。

- ① 利用者の要支援又は要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目的を設定し、計画的に小規模多機能型居宅介護事業を行うとともに、提供したサービスの質の評価を自ら行い、常にその改善に努めるものとします。
- ② 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、適切なサービスの提供に努めるものとします。
- ③ 当該事業の提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとします。
- ④ 当該事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について適切に説明し、理解をいたくとともに、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮してサービスの提供を行うものとします。
- ⑤ 当該事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する身体拘束等の行為を行ってはならないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う必要性が生じた場合には、身体拘束対象者の家族の了承を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を可能な限り詳細に記録するものとします。
- ⑥ 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くことのないよう努めるものとし、また、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供するものとします。

当該事業の平成31年4月以降の稼働状況は、登録定員が29名に対して58.6%/月、通いサービスが定員18名に対して平均58.0%/月、宿泊サービスが定員9名に対して平均53.2%/月の稼働率であり、訪問サービスが1.6人/日、サービス活動収益が平均4,160千円/月、サービス活動費用が4,373千円/月で推移してきたところであります。このように当該事業の収支状況は収益を生んでいない状況で、改善を要する状態であることから、登録者、通いサービス及び宿泊サービスの当面の稼働率をそれぞれ80%/月、当該事業全体のサービス活動収益を6,200千円/月として、経営の改善に努めるものとします。

6 重点目標

(1) 人材の確保と職員の資質の向上

利用者に対し適切な福祉サービスを提供し、利用者が楽しく、安心し、安定した生活を送っていただくとともに、家族にも安心して当法人が提供する各種福祉サービスを利用していただくためには、何よりも高齢福祉サービスに高い意欲と優れた見識、技術を有する職員の確保が極めて重要なこととあります。

そのため、当法人の基本理念の浸透と併せて、積極的に優秀な人材の発掘、確保に努めるとともに、職員の資格取得の奨励、介護技術の向上を図るための研修の充実、社会人としての資質の向上等に努めることとします。

(2) 福祉サービスの質の向上

利用者一人ひとりの個性や状態に合わせて策定した「施設サービス計画」に基づき、介護職員による福祉サービスが適切に提供される必要があることから、インテークからアセスメント、プランニングまでの過程が重要であり、それが、可能な限り自立に向けた日常生活を営むことを目指した利用者に対する福祉サービスの質を決定付けることとなります。また、家族との常時の連携、信頼関係の醸成と併せて、随時のモニタリングにより、利用者のその後の心身の状態に即した適時適切な介護に当たることが必要とあります。

このようなことを通じて、福祉サービスの質の一層の向上に努めていくこととします。

(3) 健康管理及び緊急時の対応

職員の健康管理はもとより、常に利用者の健康状態に注意するとともに、家族との連携の下、利用者の健康保持のための適切な対応に努めることとします。

また、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたと判断したときは、速やかにオンコール看護師への連絡並びに嘱託医師（理事長）からの指示を受けるとともに、救急搬送を含めた協力医療機関（丹野病院）等との連携、その家族へ連絡する等の必要な措置を講じることとします。

(4) 虐待防止の徹底

利用者の権利利益の擁護を図るとともに、利用者が安心して過ごせる環境を整えるためにも、利用者に対する身体的虐待、心理的虐待、介護・世話の放棄

等，高齢者虐待の発生を予防し，又は早期発見し，若しくは防止するため，職員に対する虐待防止のための常時の啓発並びに定期的な研修の実施，虐待に関する相談窓口の設置を含めた苦情解決体制の充実等，虐待防止のための適切な措置を講じるよう努めることとします。

(5) 苦情解決体制の充実

提供した福祉サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため，「苦情解決の仕組み」図を施設内に掲示して広く周知するとともに，苦情解決のための必要な措置を講じることとします。

また，利用者及びその家族の権利を守り，福祉サービスの向上を図るとともに，当該法人並びに実施事業の信頼性の一層の向上を図るためにも，苦情解決委員会や外部委員による第三者委員会等を活用して，発生した苦情に対する客観的かつ適切な対応とその迅速な解決に努めるものとします。

(6) 個人情報の保護

職員は，業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については，個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の関係法令等を遵守し，適正に取扱うものとします。

(7) 非常災害対策

非常災害に備えるため，防災計画を整備するとともに，非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し，定期的に避難，救出その他必要な訓練を行うものとします。また，地域住民及び地域組織との連携に努め，常時の協力体制の構築に努めることとします。

(8) ホームページの立上げ

ホームページを早期に立ち上げ，情報公開の積極的な推進に努めるとともに，苦情及びその処理状況等を公表するなど，事業の透明性，信頼性の確保に努めてまいります。

(9) 適正な施設管理

利用者にとって安全で安心した日常生活を送ることができる施設，快適な住環境が保たれる施設となるよう，建物や設備，備品等の適切な維持管理に努めるとともに，周辺環境の状況把握にも努めることとします。

7 理事会，評議員会の開催及び決算監査の実施

理事会，評議員会の開催及びその主な案件，決算監査の実施時期は，概ね以下の予定となりますが，以外に組織的決議の必要性が生じた場合には，必要な手続きを経て随時開催するものとします。

(1) 6月

① 決算監査

- ・ 平成 31 年度（令和元年度）の決算監査の実施

② 理事会, 評議員会

- ・ 平成 31 年度 (令和元年度) の事業報告の承認について
- ・ 平成 31 年度 (令和元年度) の決算監査報告及び決算報告の承認について
- ・ 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について
- ・ 令和 2 年度定時評議員会の招集事項等の決議について (理事会のみの議案)

(2) 12 月

① 理事会, 評議員会

- ・ 令和 2 年度事業計画の変更及び補正予算の決議について
- ・ 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について
- ・ 令和 2 年度臨時評議員会の招集事項等の決議について (理事会のみの議案)

(3) 3 月

① 理事会, 評議員会

- ・ 令和 3 年度事業計画及び収支予算の決議について
- ・ 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について
- ・ 令和 2 年度臨時評議員会の招集事項等の決議について (理事会のみの議案)

8 各種活動の充実

(1) 各種行事の開催

- ・ 季節感を感じていただけるような行事の開催
- ・ 誕生会等の開催
- ・ クラブ活動の創設, 活動

(2) 家族との連携の強化

(3) 地域社会との連携の強化

(4) 各種委員会等の開催

・ 防災委員会

利用者及び職員の生命, 法人の財産を火災, 震災, 水害等の災害から守るとともに, 災害発生時の対策に関することを目的とした防災委員会を設置して, 防災計画を策定, 整備し, 計画的に避難訓練等を実施するなど, 防災意識の醸成を図ることとします。

・ 給食委員会

利用者の健康状態や食生活上の課題, 嗜好の把握に努めるとともに, 最期まで可能な限り経口摂取を求め, 個々の利用者にとって安全でおいしい食事, より良い食事の提供に努めることとします。

・ 食中毒防止及び感染症対策委員会

施設的环境, 衛生管理の徹底, 利用者及び職員に対しての衛生観念の浸透を図って食中毒発生の防止に努めるとともに, 利用者及び職員を感染症から守り, 生活の質 (QOL) の向上につながる福祉サービスの提供に努めることとします。

・ 褥瘡予防委員会

利用者一人ひとりの栄養状態や日常生活動作（ADL）など褥瘡発生のリスクをチェックするとともに、褥瘡発生の予防及びその対策を協議、検討し、褥瘡発生の防止、減少、早期発見、早期治療並びに褥瘡対策に関する介護の質の向上に努めることとします。

- ・ 喀痰吸引等安全対策委員会

看護職員及び有資格の介護職員（以下「介護職員等」という。）が、利用者に対して喀痰吸引及び経管栄養業務（以下「喀痰吸引等」という。）を安全かつ適切に行うための基準を定めるとともに、介護職員等の十分な知識及び技術の向上を図ることは基より、医師、看護職員その他医療関係者との密接な連携の下に、安全かつ適正な喀痰吸引等に関する業務の執行に当ることとします。

- ・ 排泄ケア委員会

利用者の排泄に関する不快感を取除き、日々の生活の中で利用者にとってより快適な生活を送っていただくためには、オムツゼロに向けた取組を推進する一方、利用者のプライバシーに配慮しながらその尊厳を損なわない支援を行うことが極めて重要なこととあります。

そのためにも、常に清潔を保持し、感染予防に努めることは基より、トイレの介助だけでなく、水分、食事、運動などと共に日々の生活の中でリハビリを取入れるなど、全職員が機能分担の中で支援を統一して行うとともに、少しでも排泄が自立できるよう、そして満足いただけるよう取組んでいくこととします。

- ・ 事故防止委員会

事故の発生防止を図ることは基より、事故が発生した場合には、その事故発生の原因を究明し、事故の発生を未然に防止するための方策等について調査、検討するとともに、事故の発生及びその再発の防止に努めるなど、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」の規定に基づいて、より安全かつ信頼性のある質の高い福祉サービスを提供することを目標として、職員の意識改革及び資質の向上と併せて、介護事故発生の防止に努めることとします。

- ・ 身体拘束適正化委員会

身体拘束は、人間としての活動そのものを制限し、自由を抑制するとともに、本人に対して大きな苦痛と著しい被害、ダメージを与えてしまうことになり、人間としての尊厳と主体性のある生活を阻むこととなります。

そのため、職員一人ひとりが身体拘束の身体的、精神的弊害を理解し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合で、切迫性、非代替性、一時性の要件を全て満たすとともに、本人及び家族への説明同意を得た場合を除いて、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止することとし、身体拘束適正化に向けた職員意識の醸成を図り、身体拘束をしないケアの実現に努めることとします。

- ・ 虐待防止委員会

利用者に対する身体的虐待、心理的虐待、介護・世話の放棄・放任、性的虐待、経済的虐待等の虐待行為を排除した福祉サービスの提供、そし

て、利用者の権利利益を擁護するとともに、尊厳を保持し、社会的信頼性の向上に資することのできる福祉サービスの提供に努めることとします。

- ・ 苦情対策委員会

利用者及びその家族からの苦情に対して適切な対応と迅速な解決を図ることによって、利用者個人の権利を擁護し、利用者及びその家族の理解と満足感を高めるとともに、提供する福祉サービスの質の向上、苦情に対する社会性や客観性の確保を図り、事業所に対する社会的信頼性の向上に資するよう努めることとします。

- ・ 行事・レク委員会

敬老会や夏祭り、クリスマス会、文化祭など、家族の参加の下の季節行事、マーチングバンドや和太鼓演奏会など近隣の子供たちを交えての地域交流行事など、各種ボランティア参加の下、施設全体として取組む行事を計画的に開催することや、誕生会や外出しての花見会、食事会など、各ユニット単位で取組む行事を計画するとともに、書道、カラオケ、手芸などの活動を通じて潤いと張りのある毎日を送っていただくためのクラブ活動の充実等を図り、利用者に季節感と楽しみを持った日常生活を送っていただくよう努めて行くこととします。

- ・ 入所検討委員会

「みと東部特別養護老人ホーム入所指針」に基づいて、第三者委員の参画の下に入所検討委員会を開催し、施設入所の妥当性を明らかにするよう努めることとします。

- ・ 広報委員会

法人の経営方針や経営状況、年間行事の実施状況、利用者の生活の状況、利用者及び家族からの意見や苦情並びにその解決の状況、職員の求人情報や職員体制等について、ホームページ、広報誌等を通じて積極的な公開に努めるとともに、利用者及びその家族、職員、地域社会と可能な限り情報を共有することによって、明るく開かれた親しみやすい施設運営に努めることとします。

9 当法人及び社会福祉施設の概要

(1) 当法人の所在地

水戸市酒門町1177番地3

(2) みと東部特別養護老人ホームの土地面積

7,314.25㎡(内借地 1,167㎡)

(3) 建 物

鉄骨造り2階建て

建築面積 : 2,046.77㎡

延べ床面積 : 3,232.20㎡, 1階 : 1,874.60㎡,

2階 : 1,357.60㎡

(4) 居室及び利用者数(利用者定員合計 : 100名)

① 1階 : 多床室30床, 短期入所(ショート)10床,

デイサービス（通所介護）20名

② 2階：4ユニット40床

